

いかた 議会だより



令和3年(2021年)3月号

編集 伊方町議会
議会だより編集委員会

電話 0894(38)2662

Vol.63



愛媛オレンジバイキングス
2021年1月16日・17日に伊方スポーツセンター
でB2リーグ公式戦が開催されました。
(対戦相手・熊本ヴォルターズ)



今回の主な内容

第51回・第52回臨時会報告	P 2
12月定例会の動き	P 2～3
いっぱん質問	P 4～7
委員会(協議会)報告	P 8

第5 1回臨時会報告

令和2年11月2日

第5 1回臨時会が開催され、上程された議案は、すべて原案のとおり可決されました。

町長の専決処分事項報告（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第6号））

補正額 2,614千円 補正後の額 10,304,097千円

町長の専決処分事項報告（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第7号））

予算総額の増減なし

木嶋英幸議員に対する懲罰の件

懲罰特別委員会審査報告書が提出され、審査の結果、木嶋英幸議員に科する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第2号の規定による、公開の議場における陳謝を科すことに決定した

木嶋英幸議員に対する懲罰の動議

地方自治法第134条、伊方町議会会議規則第113条に違反（陳謝しなかったため）

懲罰特別委員会の選任

委員長 清家 慎太郎 副委員長 高月 芳人

委員 末光 勝幸 小泉 和也 吉川 保吉 中村 明和

懲罰特別委員会の閉会中の継続審査

四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性についての調査付託

第5 2回臨時会報告

令和2年11月30日

第5 2回臨時会が開催され、上程された議案は、すべて原案のとおり可決されました。

木嶋英幸議員に対する懲罰の件

懲罰特別委員会審査報告書が提出され、審査の結果、木嶋英幸議員に科する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第3号の規定による7日間の出席停止とすることに決定した

町長の専決処分事項報告

公用車の車両事故を報告

伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定

国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するための一部改正

伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するための一部改正

伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

人事院及び愛媛県人事委員会勧告等による改正

亀ヶ池温泉源泉設備改修工事請負契約の締結

契約の相手方 株式会社 NNC エンジニアリング南魚沼支社（新潟県）

変更前 44,220,000円 → 変更後 56,070,000円

変更理由 事業量変更による増額

12月定例会の動き

令和2年12月16日～22日

第63回定例会が、開催され、条例3件、契約1件、補正予算5件、その他8件は、いずれも原案のとおり可決されました

【主な決定事項】

条 例

伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う一部改正

伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定

公職選挙法の一部改正により、伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における公費負担に関して必要な事項を定めるための制定

三崎高等学校町営寄宿舍設置条例制定

遠隔地のため通学に困難が生じると認められる三崎高校生徒を受け入れる施設として、町営寄宿舍を設置し、その管理運営に必要な事項を定めるための制定

変更契約

三崎高校町営寄宿舎新築工事請負契約の変更締結

契約の相手方 堀田建設株式会社 伊方支店

変更前 283,690,000円 → 変更後 289,613,000円

変更理由 事業量変更による増額

補正予算

(単位：千円)

会計名	補正額	補正後
一般会計(第8号)	234,081	10,538,178
国民健康保険特別会計(第3号) 事業勘定 直営診療施設勘定	55,603 44,698	1,654,152 539,980
後期高齢者医療保険特別会計(第1号)	△2,321	182,373
介護保険特別会計(第2号) 保険事業勘定 介護サービス事業勘定	26,358 △170	1,387,566 14,934
水道事業会計(第3号) 収益的支出	△368	372,863

その他

瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定

施設の名称 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設 施設の所在地 伊方町大久1391番地1

指定管理者 株式会社 悠遊社(松山市) 指定期間 令和3年1月1日から令和4年3月31日まで

伊方町集会所の指定管理者の指定

施設の名称 大浜集会所ほか47集会所 指定管理者 大浜区長ほか47区長

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

伊方スポーツセンターの指定管理者の指定

施設の名称 伊方スポーツセンター 施設の所在地 伊方町湊浦803番地1

指定管理者 伊方サービス株式会社 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議会運営委員会の閉会中の継続調査

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査

使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性

四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性

議長の動き(主な内容)

9月28日 町老人クラブ連合会スポーツ大会

10月5日 八幡浜地区施設事務組合議会

11月24日 県後期高齢者医療広域連合議会第3回定例会(松山)

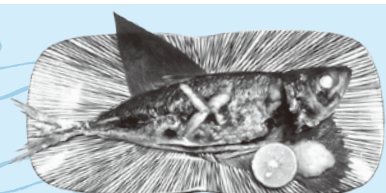
12月17日 県環境監視委員会(松山)

23日 八幡浜地区施設事務組合議会定例会

2021年1月16日 愛媛オレンジバイキングス公式戦

伊方町の魚「あじ」

伊予灘と宇和海一帯で捕れる魚で、
身近でなじみが深く、活きが良いことから、
元気いっぱいの伊方町にふさわしい魚です。



あじの塩焼き

いっぱん質問



木嶋英幸議員

大綱1 たばこに伴う環境について

問

まずもって、たばこに伴う環境について、ご質問いたします。私は今までに殆どたばこには縁の無い人間で今後も吸わないと思っております。よってたばこの良さが全く分かりません。子供の頃から周りの大人や成人になっても友達の殆どが吸っていたので受動喫煙は間違いなくあったと思われます。私自身気になりませんでした。すごく嫌な思いもしたことを覚えております。それはどこにでも捨てるポイ捨て、酷いのは火が付いたまま車などからの投げ捨て、あまりの非常識に腹を立てる事もしばしばありました。喫煙者の皆がそうとは言いませんが喫煙場所などの制限が出来たのも当然かと思われま。でも最近では日本中いや、世界中のモラル運動のお陰でこういう光景は減って来たように思います。至福の1服と言われるくらい吸う人にとっていい事もあるのでしょうか。今後も地球上からはたばこが消える事はないと思われま。そもそもたばこは国が認めている嗜好品であり、たばこにはかなり高い税金がかけられていて近年では吸う人が少なくなってきたと言いますが、日本国内で、国に1兆円、地方自治体に1兆円、合計2兆円程の税金が納められていて、その内愛媛県全体で年間100億円、伊方町にも4千万円以上のたばこ税が納められています。たばこ税は税率として

アルコール・ガソリンと比較しても高く、喫煙者の税負担は大きい。そこで提案なのですが吸う人によって納めて頂いた税金をもっとたばこが吸えるスペース造りに充ててはいかがでしょうか。貴重な一般財源ではありますが、肩身の狭い思いや適切でないと思われる場所での喫煙は如何なものでしょうか。役場本庁や公共施設にたばこを吸わない人にも配慮された場所安心してたばこが吸える喫煙場所を設置するとか、コロナが収まりイベントなどが活発に開催される様になればどこにでも移動可能な移動喫煙車も考えてもいいと思いますがこの事についてどう思われるかお尋ねします。

また、環境整備にも力を入れている伊方町としてたばこ環境でも日本中に自慢のできる町になる様に是非実行して頂きたいと思えます。よろしく願います。

答

議員は、たばこ喫煙者のために、役場本庁や公共施設において、安心してたばこが吸える喫煙場所を設置し、また、コロナ終息後のイベント開催時には移動喫煙車を検討するなどして、たばこ環境を自慢できる取り組みを実行してもらいたい、とのご提案でございます。

たばこの受動喫煙防止につきましては、今年4月1日から全面施行されました改正健康増進法により、学校、保育所、病院、診療所や役場の庁舎等は第一種施設に位置付けられ、敷地内禁煙となっております。例外として、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた場所を特定屋外喫煙場所として設置することが可能になっております。

また、特定屋外喫煙場所についてご説明を加

えますと、この喫煙場所の設置条件につきましては、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置をされるものであり、例えば建物の裏や屋上などに設置することが想定をされております。

したがって、法律の解釈をいたしましては、役場に来庁された住民の方々のための喫煙場所ではなく、その施設で働く職員の喫煙場所を確保するために認められた例外措置と受け止めるべきと考えます。

そのことを念頭に、まず、役場庁舎での受動喫煙防止対策についてご説明をいたします。

町では、先ほど説明をいたしました法律の定めに従い、役場本庁におきましては、庁舎6階と4階のベランダの一部を特定屋外喫煙場所として定めておりますが、来庁者のためのものではなく、職員や議員等の喫煙場所として設置をしておりますので、今後とも法律の定めるところにより、必要最小限の経費でもって適切に管理をまいりたいと考えているところでございます。

次に、イベント開催時における喫煙場所の確保対策でございますが、非喫煙者と喫煙者が共に快適に参加できるイベントの開催は、非常に重要な課題であると認識をいたしております。

そのため、各種イベントの開催に際しましては参加者の皆様のご意見を充分にお伺いをして、分煙対策の徹底などお互いが気持ちよく参加できるイベントを実施してまいりたいと思っております。

さらに、議員ご提案の移動喫煙車の導入についてでございますが、これにつきましては、屋外でのイベント開催時には有効な手段の一つではあると思えます。

しかしながら移動喫煙車の導入に際しましては、多額の費用が想定をされますことから、費用対効果等その必要性も含めて、関係者や町民の皆様の声をお聴きして判断をする必要があります。今後慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

(町長)

大綱2 道路沿いの環境整備について

問

伊方町はビジョンの柱に観光を掲げていて、中でも二つの海が同時に観れる、日本一細長い佐田岬半島を横断しているメロデーラインは観光の核の一つだと思っております。最近は道沿いの雑木撤去などもなされ見晴らしも良くなってきました。これからも出来る所から順次継続して頂きたいと思っております。それとは引き換えに人の往来が増える事で不法投棄が目に見える様になりました。特に自動販売機設置の周りには、空き缶は言うまでもありませんが、生活ごみ、酷い所では電気製品などの産廃ごみまでも投棄されている所もあります。ごみ箱の設置や掃除などをしている地主さんの好意が踏みにじられているのが現状だと思われま

す。インスタ映えする場所として四季折々の顔を見せてくれる亀ヶ池が本町にはあります。朝焼けの宇和海をバックにした亀ヶ池は日本中でも誇れる景色と自負しております。メロデーラインから映える景色は絶景で写真を撮る人もよく見かけます。ここも地主さんの好意で少しある広場を展望台として開放して頂いておりませんが一段下がった沖側には産業廃棄物、低いガードレールの所には生活用品の不法投棄があり、本当にひどい有様です。私なりに県の環境

監視員さんや職員と相談をして、県環境保全課の主導で伊方町からも要望書を出していただき、ごみ撤去を12月上旬にやって頂く事が決まりました。実はこれ提出した時点では、11月だったんで、こういう書き方になっておりますが、12月4日に実行していただきました。産廃協会の方々総勢50人位の大掛かりでやっていたできました。これを機に景観を損なわないように配慮されたフェンス設置などを考えては頂けないでしょうか。又、以前にもお尋ねしましたが道沿いにあるバスなどの撤去はその後どの様に考えているかお聞かせ下さい。当初は倉庫として設置されたと思いますが、年数が経ち錆も酷く、危険な状態で落書きもされていて、非常に見苦しい有様です。町としても県や持ち主さんと協議しながら、環境整備をしていく必要があると思われませんがこの事も重ねてお尋ねします。よろしく願います。

答

メロデーラインは伊方町にとりまして交通の連携軸であると同時に、議員ご指摘のとおり、観光資源としても大変重要な役割を持っております。

しかしながら、心ない人たちによる不法投棄がされておりますので、町といたしましては、不法投棄防止対策として、クリーン運動の実施、監視カメラの設置、不法投棄防止の看板設置及び広報による周知、啓発などを行ってまいりました。

さらに、ポイ捨てを規制する「伊方町きれいなまちづくり条例」を制定をいたしたところでもございます。

なお、メロデーライン沿線における既存の環境美化活動として、愛ロードサポーター活動

及び愛媛県公共土木施設愛護事業があり、令和元年度の実績は、各種団体及び事業者等6団体により計23回実施をされており、延べ333名の方々の参加により、投棄された缶、瓶類やゴミの回収及び除草作業等の環境整備活動が行われております。

また、議員の申されたとおり、12月4日金曜日、南予地方局八幡浜支局、不法投棄防止対策推進協議会が実施主体となり、伊方町職員、愛媛県八幡浜支局職員、えひめ産業資源循環協会八幡浜地区会員など、45名が参加をし、メロデーライン沿いの二見地区で、可燃ごみ890kg、埋立ごみ1,050kgの廃棄物撤去活動が実施をされ、環境の保全とともに、不法投棄防止に関する知識の向上が図られております。

関係者各位の様々な取り組みに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、これを機にフェンスの設置などを考えていただけないかとのご質問でございます。不法投棄防止のため、金属製の柵を設置をしております例がございますが、議員も申されたとおり、景観への配慮が重要となりますので、フェンスの形状や有効性の課題がございます。また、展望場所と下の斜面はともに個人の所有地でありますので、設置場所の課題もありません。

自分の土地は自分で守っていただくことが基本でございますが、土地所有者の考えもお聴きをし、町としましては既存の対策を検証し、有効な対策を再検討しながら、引き続き、不法投棄の防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、道沿いにあるバスなどの撤去

は、どのように考えているかとのご質問でございます。

廃車につきましては、以前にも、お答えをいたしましたとおり、個人の土地に個人が管理をされている財産でございますので、町といたしましては、景観を損なっているという声があることなどを所有者にお伝えをし、景観への配慮についてをお願いをしております。

愛媛県への協議につきましては、対象物件が明らかに不要に廃棄をされている場合や道路機能に支障を来たす状況となった場合に、情報の提供を含め、対策の協議を行うこととしております。なお、所有者との協議につきましては、個人の財産として管理されている物に対しての対応は、難しい状況となっております。

町といたしましては、今後とも、景観への配慮についてをお願いを継続をし、メロディーラインを含め、町内の環境整備、美化活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(町長)



末光 勝幸 議員

大綱1 伊方町福祉の在り方について

問

高門町長の2期目が始まり、町民の期待するところも多いと思います。高門町長は、再選後の喫緊の課題として、福祉の在り方を挙げられました。人口減少と高齢化が急速に進む現状を逆手にとり「全国、愛媛の中の先

進モデルになれたら」と、高齢者都市として有名なアメリカのアリゾナ州サンシティを引き合いに、集落全体をグループホーム化するアイデアも巡らせる、新聞報道では語られています。

私も「全国、愛媛の中の先進モデルになれたら」の構想には大賛成です。また、他の市町村に比べると財源に恵まれているといえる当町におきましては過疎化、高齢化の進む現状から、町民が最も望んでいる施策だと感じています。

現在、第8期介護保険事業計画の策定もされていきますが、一方では、瀬戸住宅高齢者共同生活支援施設いわゆるグループホームの指定取り消し及び募集などもありました。第8期介護保険事業計画も踏まえて、今後どのような福祉の先進モデルを描いておられるのか、伺います。

答

本町における福祉ニーズの多様化や複雑化、人口減少などの福祉分野を取り巻く課題に対応するために、高齢者・障害者・児童等の縦割りの弊害をなくし、横断的で総合的な支援体制の構築や支援拠点のあり方を検討し、その結果を町長に報告することを目的に「伊方町福祉のあり方検討委員会」を設置をし、検討を重ね、意見集約ができたことから、基本構想及び具体的検討施設の案について9月議会でご報告をいたしましたところでございます。

今後は、施設整備の実現に向けて、官民パートナーシップのもとで、民間事業者の柔軟な発想に基づく提案を計画に反映をし、施設の適切な管理・運営を行う協力事業者を決定するために、公募を行うものとしております。

「今後どのような福祉の先進モデルを描いておられるのか」とのご質問でございますが、従

来からの「地域包括ケアシステム」を念頭に、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる体制を整備するとともに、高齢化の進む集落においては、集落全体がグループホーム的な機能を持てるように進めてまいりたいと考えております。

そのために新年度からの取り組みとして、地区ごとで行われるようになってきたサロンやカフェ等と生活支援体制整備事業の連携を検討いたしております。

具体的には町内でモデル地区を選定をし、現在の月1、2回程度の活動を介護職や保健師等と一緒に開催の頻度を増やし、健康チェックや健康体操等による介護予防につなげ、また、食事の場等により、楽しい集いの場となるよう社会福祉協議会と協議を重ねていくところでございます。

そのほか、ゴミ出し等の生活支援や見守り、配食事業の見直しや統合、買い物や通院等の移動手段への支援等、日常生活の困り事解消に向けて、シルバー人材センターの活動充実と周知により、住民にとって気軽に利用できる身近な存在となるように調整を進めてまいりたいと存じます。

このように伊方町の中核となる福祉施設の整備と併せまして、それぞれの地域において地域に合ったかたちでの福祉サービスが享受できまじよう、民間の力を借りながらきめ細やかな対応を考えてまいりたいと思います。

そして人生100年時代を迎えた現代において、すべての人が何歳になっても住み慣れた地域の中で自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現を目指すために、年齢や障害の有無にか

かわらず、あらゆる人を対象とした福祉政策の「グランドデザイン」の策定に取り組んでまいります。
(町長)

大綱2 伊方町政治倫理条例について

問

「この条例は、町政が町民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長、副町長、教育長及び町議会議員が、町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」とあります。

第4条は「町長等及び議員の二親等以内の血族の者が経営又は役員をしている企業並びに町長等及び議員が実質的な経営に携わる企業は、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない」となっています。他の市町の政治倫理条例を調べましたが、議員の配偶者若しくは二親等以内の血族若しくは同一家族が役員をしている企業、以下省略しますが、と定めている町もありません。配偶者は血族でも姻族でもなく一心同体であり、町民の感情からすると、伊方町の「二親等以内の血族」の定めでは、この条例の目指す「公正で開かれた民主的な町政の発展」が担保できないのではという町民の声もあります。

地方自治法第92条の2「普通地方公共団体の

議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及び支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに順ずべき者、支配人及び清算人たることができない」の趣旨を最大限に遵守して、伊方町政治倫理条例を見直すつもりはないか、町長の見解を伺います。

答

議員は、政治倫理条例第4条について見直すつもりはないか、とのご質問でございますが、まず、この条例のこれまでの沿革、つまり制定や改正の経緯についてご説明をさせていただきます。

伊方町政治倫理条例は、合併前の旧伊方町で制定をされていた条例ですが、合併時には新町に引き継がれていなかったため、合併後の平成17年9月29日開催の伊方町議会第2回定例会において、町長が条例案を提案をし、賛成多数により可決成立して、平成17年10月1日に施行された条例でございます。

当時の条例の規定においては、条例が適用される企業等の範囲は、「町長等及び議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族、町長等及び議員が役員をしている企業並びに町長等及び議員が実質的に経営に携わる企業」と定められています。

このような当初の内容のままであれば、末光議員が先ほど言われたお考えに近いのではないかと思います。

しかし、条例制定の翌年の平成18年12月22日に開催をされた第7回定例会において、議員発議により条例改正案が提出をされ、全会一致で可決成立し、第4条は削除されました。

このことにより、町長等及び議員の関係者が

関与する企業は町との契約等を辞退するとの規定は、一時、消滅することになりました。

その5年後、平成23年6月23日に開催をされた第25回定例会では、再び議員発議により条例改正案が提出をされ、賛成多数により第4条の規定が現在の内容で改めて制定をされています。

なお、先ほど議員が紹介をされましたが、現在の第4条の規定は、「町長等及び議員の二親等以内の血族の者が経営又は役員をしている企業並びに町長等及び議員が実質的な経営に携わる企業」と定められており、平成17年10月に施行された当初の内容とは一部異なっておりますので、その点が、議員ご指摘の点であることは理解をいたしております。

しかしながら、このような沿革を経て、議員発議により紆余曲折を重ねて今日に至った条例でございます。

私に条例改廃の提案権はあるといたしましても、ここに至った経緯につきましては議会側の発議により見直しをされてきたものでございますので、末光議員のご質問につきましては、私が町長としての立場でお答えをすることは差し控えさせていただきます。

なお、議員が申されたような条例の改正が必要であるとお考えをお持ちであるならば、先ずは、議会の皆様方に問題提起をされ、十分な議論を重ねながら進められてはいかかと思えます。

(町長)

委員会（協議会）報告

月 日	委員会（協議会）	概 要
9月24日	懲罰特別委員会	木嶋英幸議員に対する懲罰動議について
10月6日	懲罰特別委員会	木嶋英幸議員に対する懲罰動議について
10月14日	懲罰特別委員会	木嶋英幸議員に対する懲罰動議について
10月20日	議会運営委員会	第51回臨時会の招集請求について
	議会運営委員会	議員全員協議会について
10月27日	議会運営委員会	第51回臨時会の運営について
11月2日	議員全員協議会	木嶋英幸議員に対する懲罰の件 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設指定管理者の指定取消し及び募集要項(案)について
11月17日	懲罰特別委員会	木嶋英幸議員に対する懲罰の件
11月25日	議会運営委員会	第52回臨時会の運営について
	懲罰特別委員会	木嶋英幸議員に対する懲罰の件
11月30日	議会運営委員会	第52回臨時会の追加日程について
	議員全員協議会	亀ヶ池温泉源泉設備改修工事請負契約の締結について
12月3日	議会運営委員会	第63回定例会の運営について
	原子力発電対策特別委員会	1. 核燃料サイクルの現状と今後の取り組みについて 2. 伊方発電所の使用済燃料乾式貯蔵施設について 3. 伊方発電所2号機の廃止措置計画について 4. 現地視察
12月10日	議員全員協議会	1. 伊方町中期財政見通しについて 2. 伊方町新町建設計画の変更について 3. 伊方町第2次総合計画後期基本計画の策定について 4. 公職選挙法の改正に伴う選挙公営の拡大等について 5. 伊方町地域巡回バスの利用状況等について 6. 電気自動車の導入について 7. 九町診療所医療機器整備事業について 8. 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について 9. 伊方町における今後の福祉のあり方について 10. 伊方町集会所の指定管理者の指定について 11. 伊方町道路新設改良工事基金条例制定に係る事前説明について 12. 伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金条例制定に係る事前説明について 13. 三崎高校町営寄宿舎新築工事請負契約の変更締結について 14. 伊方スポーツセンターの指定管理者の指定について 15. 条例の制定等について 16. 令和2年度伊方町一般会計補正予算（第8号）概要
	原子力発電対策特別委員会	1. 原子力発電対策特別委員会に付託された件について ①使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性について（第62回定例会（令和2年9月15日）付託） ②四国電力伊方発電所2号機の廃止措置計画の妥当性について（第51回臨時会（令和2年11月2日）付託）
	議会運営委員会	第63回定例会の運営について（追加）